

十勝・日高山脈観光連携協議会

日高山脈国立公園化十勝観光パンフレット・PR 動画制作業務委託

審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、十勝・日高山脈観光連携協議会が実施する日高山脈国立公園化十勝観光パンフレット・PR 動画制作業務審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、十勝・日高山脈観光連携協議会が実施する日高山脈国立公園化十勝観光パンフレット・PR 動画制作業務委託のプロポーザル方式による審査を行い、当該業務委託にふさわしい委託者1者を選定するものとする。

(組織)

第3条 委員は、協議会会長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から業務完了の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

(委員長の職務及びその代理)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員全員の出席をもって成立する。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員会は、オンラインで開催することができる

(審査の非公開)

第8条 委員会の審査は、非公開とする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員及び事務局職員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、芽室町政策推進課に置き、会議に係る庶務を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他の必要事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(令和4年11月30日決定)